原子力発電所敷地内破砕帯調査に関する説明を求める意見書

先日来、大飯発電所、敦賀発電所、東通原子力発電所の敷地内破砕帯に関し、原子力規制委員会の外部有識者による現地調査、評価会合が行われており、去る12月10日には、敦賀発電所2号機の下を通る破砕帯に対して活断層の可能性が高いとする見解が示された。

しかしながら、当該破砕帯に対して活断層の可能性が高いと判断するに至った根拠、基準等が不明確であり、十分な説明がなされていないと感じている。

同様の原子力発電所敷地内破砕帯調査が、今後も全国の原子力発電所で行われることとなっていることから、下記のとおり、要望する。

記

- 1 評価結果については、立地地域に対しわかりやすい説明をすること。
- 2 原子力発電所敷地内の断層及び破砕帯の調査に当たっては、 科学的根拠に基づいた判断基準を明確にし、その説明をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日

敦賀市議会